

国民健康保険運営協議会資料

平成22年6月11日開催

目 次

1 国民健康保険事業の状況について

(1) 被保険者等の状況	1
(2) 医療費の状況（療養給付費費用額）	2
(3) 保険税の収納状況	3
(4) 平成21年度決算見込	4
(5) 平成22年度保険税率等の状況	5
(6) 平成22年度課税状況	6
(7) 特定健診等の実施状況	7
(8) 医療制度改正の状況	
① 保険税賦課限度額の改正	9
② 非自発的失業者に係る保険税の軽減	10
③ 被扶養者であった者の保険税の軽減措置の継続	11
④ 高齢者の窓口負担軽減の凍結	12
⑤ 資格証明書世帯の高校生世代への短期証の交付	13
⑥ 国民健康保険証の様式変更	14
⑦ 新しい高齢者医療制度の創設スケジュール	15

(1) 被保険者等の状況

①平成21年度の状況

21年度は、後期高齢者医療制度の創設後2年目にあたり、制度改正後始めて比較できる実績となっている。

加入世帯数については微増傾向を、また、被保険者数は、微減傾向を示している。

なお、22年度の世帯数・被保険者数の上昇は、年度末の退職等における一時的な加入増の影響と推察される。

②平成20年度の状況

後期高齢者医療制度の創設により、75歳以上の方々が国保から同制度に移行したことから、19年度に比べ、世帯数、被保険者数は減少している。

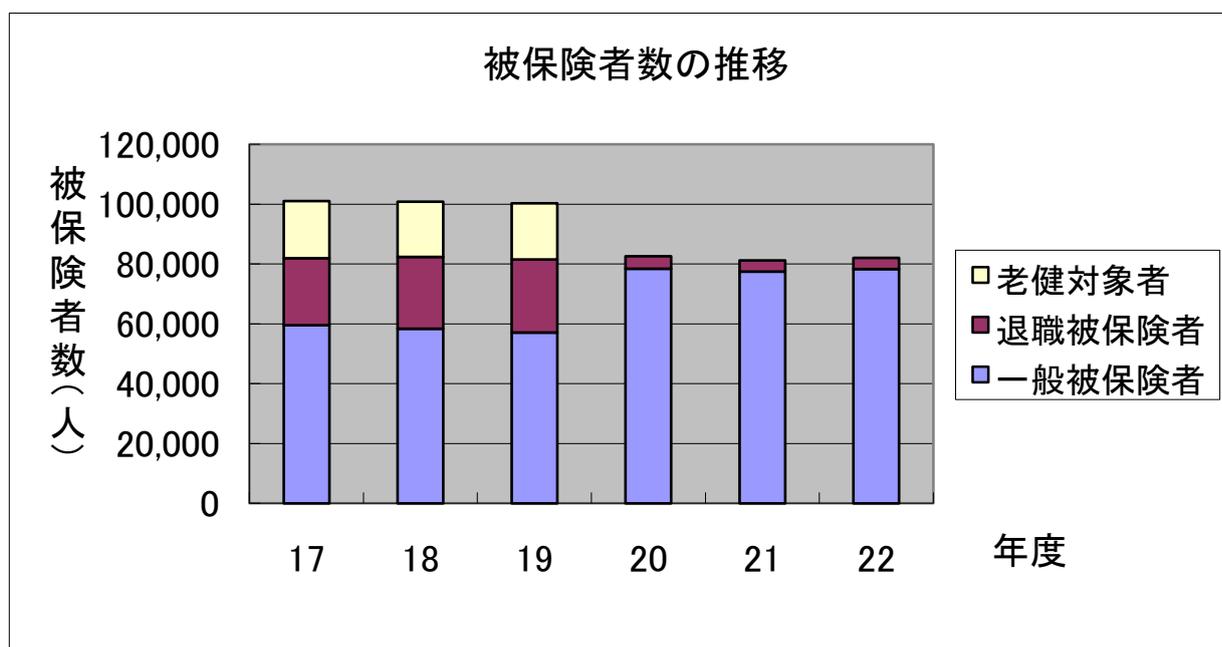
また、退職被保険者は65歳未満の方に限定され、65歳から74歳の方々は、前期高齢者として一般被保険者へ移ったことから被保険者の構成も大きく変化している。

区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
世 帯 数	53,298	54,008	54,266	45,851	46,258	46,806
被保険者総数	101,051	100,849	100,245	81,563	81,218	82,100
一般被保険者	59,580	58,440	57,153	77,385	77,469	78,300
退職被保険者	22,388	23,919	24,406	4,178	3,749	3,800
老健対象者	19,083	18,490	18,686	-	-	-

※平成17～21年度は年度末、平成22年度は4月末現在の数字。

※退職被保険者のうち、64歳以下は平成26年度まで経過措置として残る。

(平成20年度制度改正)



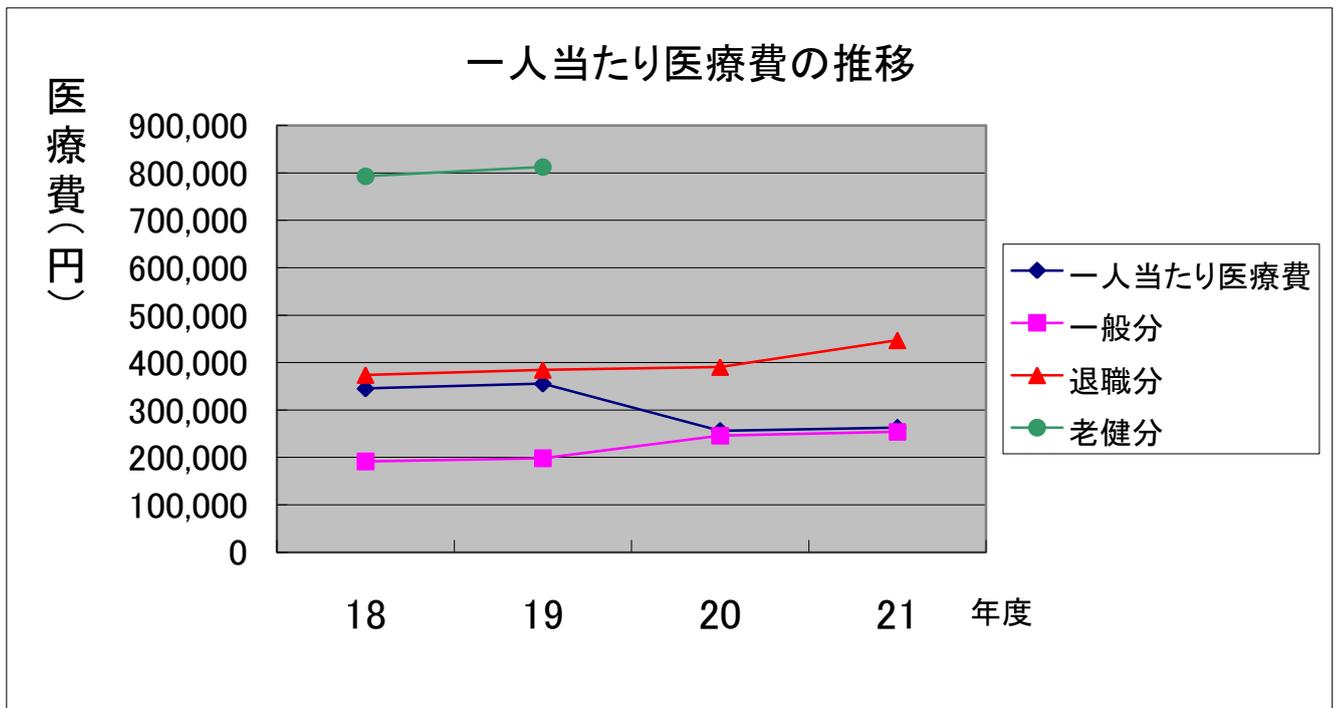
(2) 医療費の状況

総医療費及び年間一人当たり医療費とも、前年度に比べやや増加している。
20年度は、後期高齢者医療制度の創設により、75歳以上の方が国保から同制度へ移行したことにより、大幅に減少したが、21年度は20年度以降において国保加入者を構成する75歳未満の方のみの医療費の動向が現れており、従来同様、増加傾向を示している。

また、退職分の一人当たり医療費が大幅に増加しているのは、20年度に行なった一般被保険者から退職被保険者へ資格の切り替えによるものである。

区 分	18年度		19年度		20年度		21年度	
	医療費	伸び率	医療費	伸び率	医療費	伸び率	医療費	伸び率
総 医 療 費 (百万円)	34,928	0.7	35,795	2.5	20,857	▲ 41.7	21,514	3.2
年間1人当たり医療費(円)	345,337	0.7	355,430	2.9	256,245	▲ 27.9	262,853	2.6
うち 一般	191,413	1.3	198,216	3.6	245,852	24.0	253,878	3.3
うち 退職	373,719	1.1	384,416	2.9	390,522	1.6	446,941	14.4
うち 老健	792,957	▲ 1.2	812,411	2.5	—	—	—	—

※一人当たり医療費は、平均被保険者数を基に算出。



(3) 保険税の収納状況

収納率については、国民健康保険推進員や短期証の活用、徹底した財産調査及び差押えの実施など、収納率の向上対策により、現年課税分及び滞納繰越分ともに、ここ数年改善が図られてきたが、平成20年度以降は、減少傾向となっている。

これは、平成20年度の後期高齢者医療制度の創設に伴い、比較的収納率の高い75歳以上の方が国保から後期高齢者医療制度に移行したこと、昨今の景気低迷により失業者の加入増加や家計悪化が影響しているものと思われる。

ア 現年課税分

(単位：千円、%)

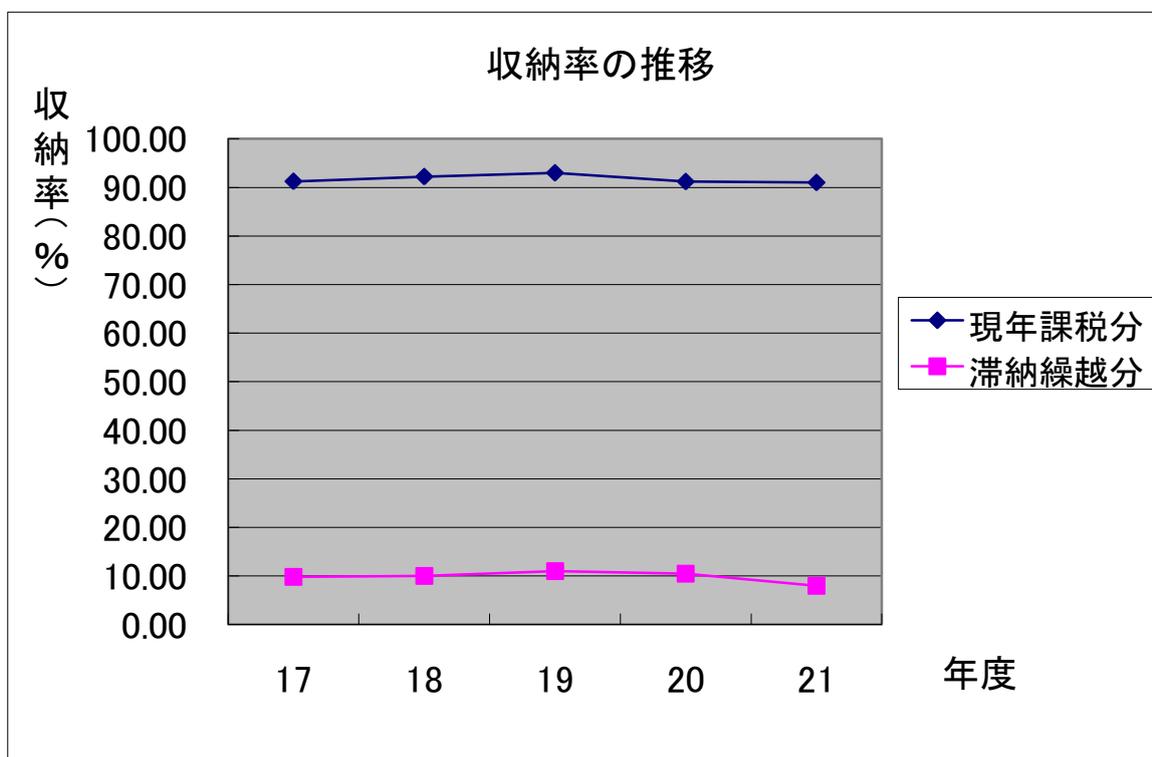
区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
調定額	9,733,931	9,947,927	10,010,671	8,661,649	8,689,663
収納額	8,882,454	9,175,269	9,310,895	7,899,246	7,803,136
収納率	91.25	92.23	93.01	91.20	89.80
不能欠損額	943	340	520	433	未定

※平成21年度は見込数値

イ 滞納繰越分

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
調定額	3,930,303	3,864,081	3,698,706	3,487,314	3,419,109
収納額	386,573	387,374	407,096	364,581	273,962
収納率	9.84	10.02	11.01	10.45	8.01
不能欠損額	497,427	513,311	464,185	439,753	642,826

※平成21年度は見込数値



(4) 平成21年度決算見込

平成21年度の単年度収支は、約6億7,000万円の黒字となる見込みである。

歳入では、国民健康保険税（約▲1.7億円）、療養給付費等交付金（約▲10.5億円）が減少している一方、前期高齢者交付金（約＋8.1億円）、繰入金（約＋5.5億円）の増加により、約4億1,000万円の収入増となっている。

また、歳出では、保険給付費（約＋5.3億円）、後期高齢者医療支援金（約＋3.6億円）が増加している一方、老人保健拠出金（約▲6.2億円）、前年度繰上充用金（約▲5.6億円）の減少により、約2億6,000万円の支出減となっている。

この結果、平成21年度総額収支は▲約16億4,000万円で、前年度の赤字を下回る見込みである。

（単位：千円）

歳 入				歳 出				
科 目	平成20年度	平成21年度	前年比	科 目	平成20年度	平成21年度	前年比	
1 国民健康保険税	8,263,826	8,092,936	97.9%	1 総 務 費	119,148	100,145	84.1%	
2 国庫支出金	5,164,664	5,219,291	101.1%	2 療養給付費等 保険給付費	療養給付費等	15,431,615	15,891,784	103.0%
3 療養給付費等交付金	2,439,284	1,394,198	57.2%		高額療養費	1,456,698	1,538,216	105.6%
4 前期高齢者交付金	4,640,144	5,447,260	117.4%		出産育児一時金	165,920	158,332	95.4%
5 県支出金	1,058,843	1,082,156	102.2%		葬 祭 費	22,920	23,090	100.7%
6 共同事業交付金	2,110,666	2,215,256	105.0%		小 計	17,077,153	17,611,422	103.1%
7 繰入金	保険基盤安定繰入金	589,985	670,461	113.6%	3 後期高齢者医療支援金	3,234,642	3,590,208	111.0%
	基盤安定保険者支援分	136,528	163,515	119.8%	4 前期高齢者納付金	4,356	10,208	234.3%
	財政安定化支援事業	75,120	109,459	145.7%	5 老人保健拠出金	618,076	250	0.0%
	事務費等繰入金	109,024	88,156	80.9%	6 介護納付金	1,295,612	1,229,421	94.9%
	出産育児一時金	110,613	102,928	93.1%	7 共同事業拠出金	2,252,459	2,196,730	97.5%
	その他繰入金	683,879	1,118,884	163.6%	8 保健事業費	228,396	225,278	98.6%
小 計	1,705,149	2,253,403	132.2%	9 諸支出金	76,714	249,034	324.6%	
8 諸 収 入	85,150	173,981	204.3%	10 前年度繰上充用金	2,866,048	2,304,878	80.4%	
合 計	25,467,726	25,878,481	101.6%	合 計	27,772,604	27,517,574	99.1%	
				歳入歳出決算額	▲ 2,304,878	▲ 1,639,093	—	
				単年度収支	561,170	665,785	—	

※平成21年度分は、決算見込数値。

(5) 平成22年度保険税率等の状況

平成16年度において税率改定がなされ、平成19年度までは旧税率で運営してきたが、後期高齢者支援金の創設や介護納付金と介護保険料の格差を是正する観点から、平成20年1月に運営協議会に諮問するとともに答申をいただき、平成20年度からの税率は以下の表のとおりとなっている。

区 分		税 率 等	前回の改定時期
医療保険分	所得割(課税対象額に対して)	4.5%	平成20年度から
	資産割(固定資産税のうち、土地・家屋分に対して)	23.0%	平成20年度から
	均等割(被保険者1人あたり)	22,500円	平成20年度から
	平等割(1世帯あたり)	22,000円	平成20年度から
	課税限度額(法定 470,000円)	470,000円	平成20年度から
後期高齢者 支 援 分	所得割(課税対象額に対して)	1.6%	平成20年度から
	資産割(固定資産税のうち、土地・家屋分に対して)	5.0%	平成20年度から
	均等割(被保険者1人あたり)	9,500円	平成20年度から
	平等割(1世帯あたり)	9,000円	平成20年度から
	課税限度額(法定 120,000円)	120,000円	平成20年度から
介護保険 2号分	所得割(課税対象額に対して)	1.0%	平成20年度から
	資産割(固定資産税のうち、土地・家屋分に対して)	5.0%	平成12年度から
	均等割(被保険者1人あたり)	6,500円	平成20年度から
	平等割(1世帯あたり)	6,500円	平成20年度から
	課税限度額(法定 100,000円)	90,000円	平成20年度から

(6) 平成22年度課税状況

課税状況については、調定額が約7%、5億6,300万円の減少となっており、前年度を大きく下回っている。
 また、応能・応益割合については、所得割額の大幅な減少を反映し、応益割合が約2.3ポイント減少している。
 さらに、限度超過世帯数については、約15%、640世帯の減少、軽減世帯数については、全体で約12%、1,675世帯の増加となっており、昨今の景気の低迷を反映した状況となっている。

ア(医療保険・後期支援分)課税状況 (単位:千円)

項目	平成21年度	平成22年度
所得割額	4,519,361	3,904,456
資産割額	854,132	852,336
均等割額	2,701,120	2,673,703
平等割額	1,442,647	1,439,467
合計額	9,517,260	8,869,962
限度超過額	810,529	646,890
7割軽減金額	476,980	536,583
5割軽減金額	82,452	93,167
2割軽減金額 ※1	83,541	92,431
その他の軽減金額 ※2	48,525	48,260
調定額(4月1日現在)	8,015,233	7,452,631

※1 2割軽減は平成20年度から自動軽減。

(平成19年度までは申請軽減)

※2 その他軽減は、特定世帯に対する軽減。

イ 応能・応益割合

項目	平成21年度	平成22年度
応能・応益割合(軽減前)	53.94 : 46.06	51.65 : 48.35

ウ 限度超過世帯数

項目	平成21年度	平成22年度
限度超過世帯数	4,320	3,680

限度超過世帯数は、医療保険分と後期支援分の延べ世帯数

エ 軽減世帯数

項目	平成21年度	平成22年度
7割軽減世帯数	8,758	9,822
5割軽減世帯数	1,461	1,638
2割軽減世帯数 ※1	4,224	4,658
計	14,443	16,118

オ 単独減免・その他軽減世帯数

項目	平成21年度	平成22年度
その他軽減世帯数 ※2	3,023	2,980

(7) 特定健診等の実施状況

平成20年4月から、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、40歳から74歳までの方を対象に、特定健康診査・特定保健指導を実施している。

なお、平成21年度からは、40歳から74歳までの方に加えて、当該実施年度に75歳になる方（誕生日まで）が対象となった。

平成21年度においては、受診率の向上や受診しやすい環境づくりを目指し、「がん健診」と合わせた「統一受診券」に変更するとともに、発送時期を年3回に改めるなどの改善を図っている。

ア 実施目標 [「春日井市特定健康診査等実施計画書」(平成20年2月策定)より]

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
特定健診目標受診率	40%	45%	50%	55%	65%
特定保健指導目標実施率	20%	30%	35%	40%	45%

イ 受診券等の発送状況

	20年度	21年度	増減率
特定健診 受診券	52,015 枚	55,122 枚	106.0%
特定保健指導 利用券	1,893 枚	1,863 枚	98.4%

※ 春日井市総合健診（人間ドック）受診者を含む。

ウ 受診状況

[特定健診] (法定報告ベース)

項目	算出方法	20年度	21年度	増減率
対象者数	①	50,598 人	51,317 人	101.4%
受診者数	②	13,855 人	14,998 人	108.2%
受診率	③=②÷①	27.4%	29.2%	

注1 「対象者数」は、4月1日から翌年3月31日まで国保に継続加入している方。

注2 「受診者数」は、4月1日から翌年3月31日まで国保に継続加入している受診者。

[特定保健指導] (法定報告ベース)

項目	算出方法	20年度	21年度	増減率	
対象者数	積極的支援	④	384 人	435 人	113.3%
	動機付支援	⑤	1,492 人	1,384 人	92.8%
	合計	⑥=④+⑤	1,876 人	1,819 人	97.0%
保健指導利用者数	⑦	255 人	268 人	105.1%	
利用率	⑧=⑦÷⑥	13.6%	14.7%		

注3 「対象者数」は、4月1日から翌年3月31日まで国保に継続加入している保健指導対象者。

注4 「保健指導利用者数」は、4月1日から翌年9月30日まで国保に継続加入している保健指導利用者。

エ 平成22年度 特定健診・特定保健指導実施予定

(1) 実施予定	特定健診	22,920人
	特定保健指導	1,295人
	うち動機付け支援	1,050人
	積極的支援	245人
(2) 実施期間	特定健診	4月～12月
	特定保健指導	4月～3月
(3) 受診券の発送	6月	4月～7月生まれの方(40歳～74歳) 75歳到達者で、8月～翌3月生まれの方 女性特有のがん健診無料クーポン対象者
	8月	8月～11月生まれの方(40歳～74歳)
	10月	12月～翌3月生まれの方(40歳～74歳)
(4) 実施会場	特定健診	個別 市内医療機関 (91施設) 集団 健康管理事業団
	特定保健指導	市内医療機関 (積極的支援 10施設) (動機づけ支援 37施設) 健康管理事業団
		※ 健康管理センターでの人間ドックも、特定健康診査を兼ねる。
(5) 本人負担	特定健診・特定保健指導	無料

(8) 医療制度改正の状況

① 保険税賦課限度額の改正

高齢化の進展に伴う医療費の増大により、国保税総額の増加も確実となっていることから、負担感が強いと言われる中間所得層（所得100～300万円）の負担を軽減するため、賦課限度額の引上げが行われた。

本市の場合、改正後限度額の影響を受けるのは、医療分では、年間所得約700万円以上の世帯となっており、平成20年度の状況では約3.5%、1,600世帯となっている。

また、平成7年の国保制度改革で導入された応益割（均等割・平等割）の負担割合が45%～55%未満の範囲内でないと、応益割の7・5・2割軽減が取れない仕組みが廃止されている。

【 保険税賦課限度額の状況 】

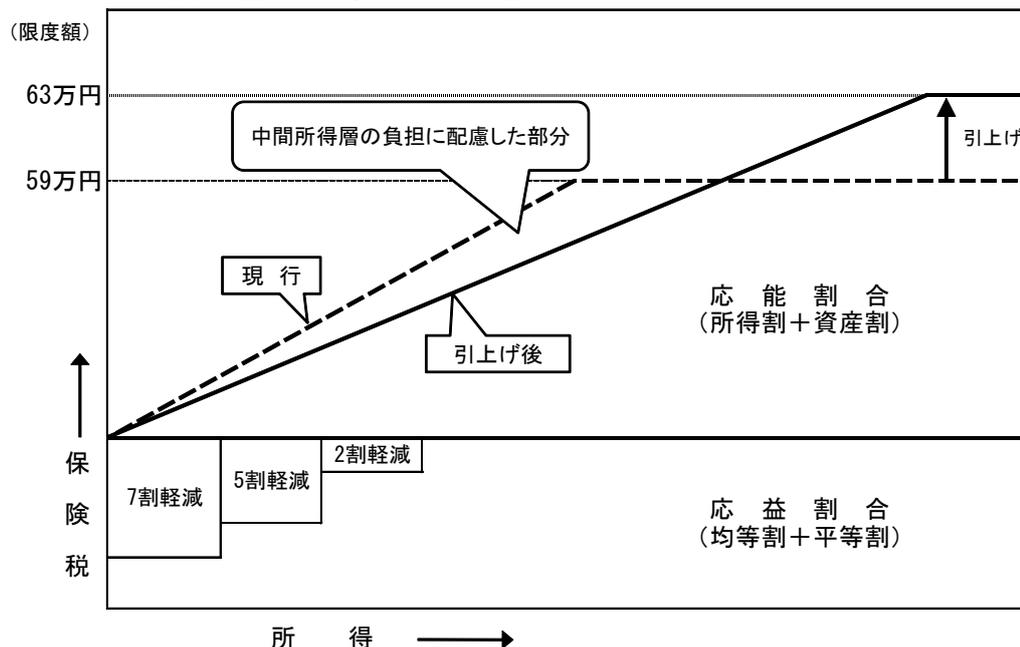
区 分	本市の 限度額	地方税上の限度額		本市との 差 額
		改正前	改正後	
医 療 分	47万円	47万円	50万円 (注2)	3万円
後期高齢者支援分	12万円	12万円	13万円 (注3)	1万円
介護納付金分	9万円	10万円 (注1)	10万円 (注1)	1万円

(注1) 介護納付金分10万円は、平成21年4月1日施行済。

(注2・3) 医療分50万円、後期高齢者支援分13万円は、平成22年4月1日施行済。

【 限度額（医療分＋支援分）引上げの影響 】

〔限度額引上げの効果（イメージ図）〕



② 非自発的失業者に係る保険税の軽減

リストラなどで職を失った失業者が、在職中と同程度の保険料負担で医療保険に加入できるよう、国民健康保険税の負担軽減策を講じるもの
〔平成22年4月 施行〕

ア 軽減措置の概要

- ・ 非自発的失業者の国民健康保険税について、失業時からその翌年度末までの間、前年所得の給与所得を30/100として算定
- ・ 高額療養費等の所得区分の判定についても、給与所得（前年）を30/100として対応

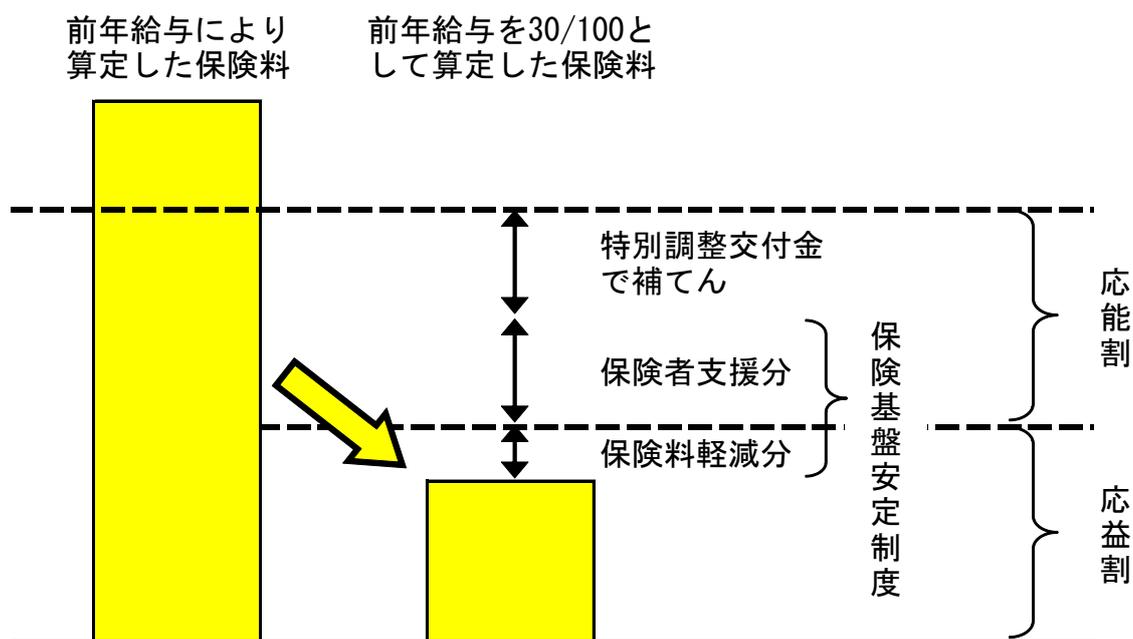
イ 軽減の対象となる非自発的失業者とは

- ・ 雇用保険の特定受給資格者（倒産、解雇等の事業主都合により離職した者）
- ・ 雇用保険の特定理由離職者（雇用期間満了などにより離職した者）
- ・ 平成21年3月31日以降に離職した方
- ・ 失業時点で65歳未満の方

ウ 保険税の減収に対する措置

- ・ 保険基盤安定制度（保険料軽減分・保険者支援金分）により、公費負担（国・都道府県・市町村）
- ・ 上記の補填で不足する平均保険税と軽減後の保険税との差額を特別調整交付金で補てん

【 保険料軽減による減収分の補てん（イメージ） 】



③ 被扶養者であった者の保険税の軽減措置の継続

被用者保険の被保険者本人が後期高齢者医療に移行した場合、その被扶養者は、75歳未満であれば、国民健康保険に加入し、新たに保険税負担が必要となる。このため、国保加入後2年間は、所得割保険税及び資産割保険税を無料とし、均等割保険税を半額とする減免措置を行っていた。

後期高齢者医療制度における被用者保険の被扶養者であった者に対する保険料軽減措置（9割軽減）が当面の間、継続されることになったため、国民健康保険においても当該減免措置を継続する。

〔 条例減免 平成22年4月 施行（減免期間「2年間」⇒「当分の間」） 〕

ア 対象となる「被扶養者であった者」とは

- ・ 被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者
- ・ 被保険者の資格を取得した日の前日に被用者保険の被扶養者であって扶養関係にあった被用者保険の被保険者本人が、その翌日に後期高齢者医療被保険者となったもの

イ 減免措置の内容

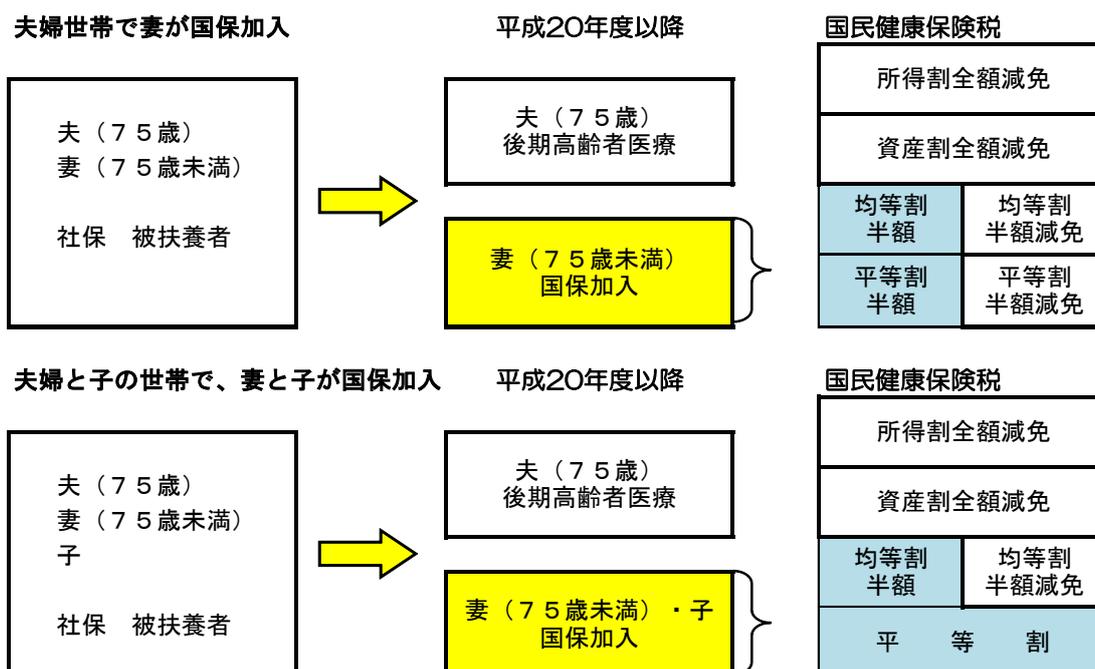
〔 応能割保険税 〕

- ・ 被扶養者であった者に係る応能割保険税（所得割・資産割）について、所得・資産にかかわらず賦課しない。

〔 応益割保険税 〕（7割・5割軽減該当者を除く）

- ・ 被扶養者であった者に係る均等割保険税を半額とする。
- ・ 被扶養者であった者のみで構成される世帯については、平等割保険税を半額とする。

【 課税内容のイメージ図 】



④ 高齢者の窓口負担軽減の凍結

法律上、「2割」となっている70～74歳の窓口負担について、「1割」とする軽減特例措置が、平成21年度に引き続き、平成22年4月から平成23年3月までの1年間、延長されました。

〔「70歳代前半の被保険者に係る一部負担金等の軽減特例措置実施要綱」の一部改正 平成22年1月29日通知〕

【 高齢者の窓口負担 】

〔 判定基準 〕

同一世帯で国民健康保険に加入している70歳～74歳までの人の市県民税課税所得（課税標準額）の金額によって、判定されます。

また、「3割」と判定された場合でも、収入金額により、負担割合が「1割」に変更される場合があります。

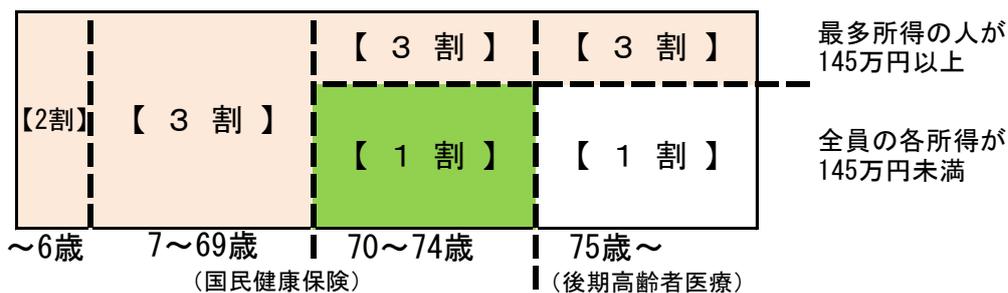
【 ～平成20年3月 】



【 平成20年4月～ 】（凍結前）



【 平成20年4月～ 】（凍結後）



⑤ 資格証明書世帯の高校生世代への短期証の交付

[国民健康保険法の一部改正 平成 22 年 7 月 1 日 施行]

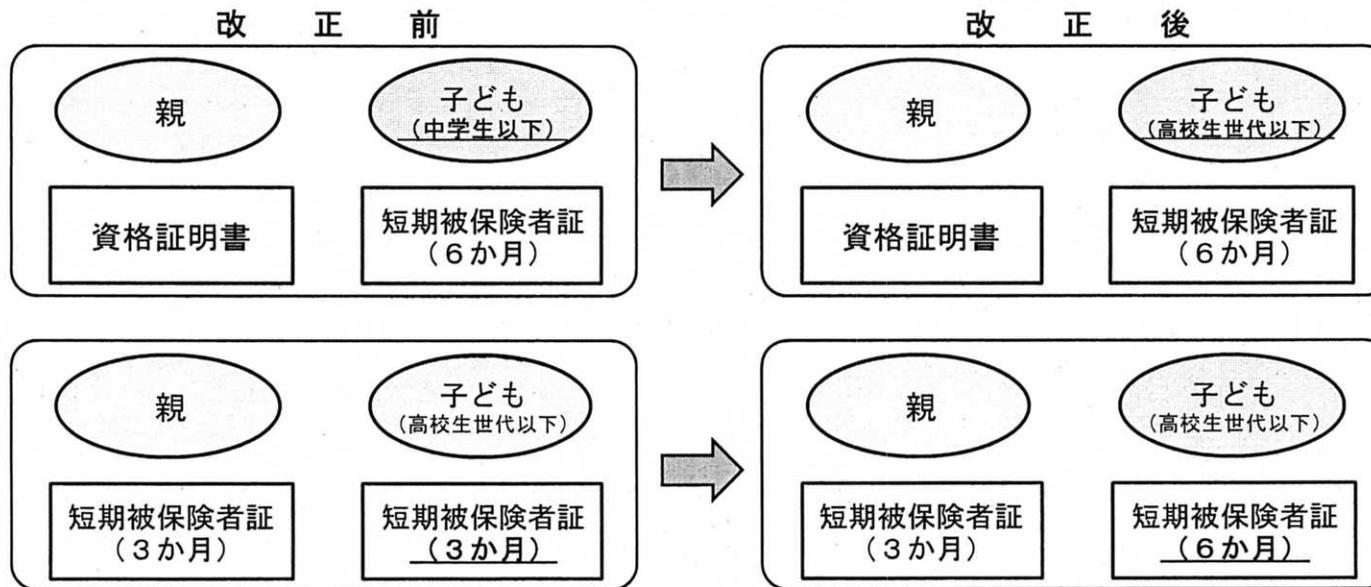
資格証明書世帯の高校生世代への短期被保険者証の交付等

中学生以下の子どもには、資格証明書を交付せず、6か月有効の短期被保険者証を交付(平成21年4月～)。

- ① 資格証明書世帯に属する高校生世代(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)にも、6か月有効の短期被保険者証を交付する。
- ② 短期被保険者証世帯に属する高校生世代以下については、6か月以上有効の短期被保険者証を交付する。

<改正のイメージ>

資格証明書世帯
短期被保険者証世帯



⑥ 国民健康保険証の様式変更

移植医療の普及・啓発などを進める改正臓器移植法の施行に伴い、医療保険の被保険者証に臓器移植の意思表示欄を設けることとした国民健康保険施行規則の一部改正が、平成22年7月17日に施行されることから、現行の国民健康保険証の裏面の記載内容を変更するもの。

ア 様式変更の時期

- ・ 平成22年度国保証一斉更新時（平成22年9月1日）

イ 改正臓器移植法 第17条の2

（移植医療に関する啓発等）

国及び地方公共団体は、国民があらゆる機会を通じて移植医療に対する理解を深めることができるよう、移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供する意思の有無を運転免許証及び医療保険の被保険者証等に記載することができることとする等、移植医療に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずるものとする。

【 国民健康保険施行規則に示す保険証の裏面 】

（裏面）

注意事項 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ずこの証をその窓口で渡してください。

備考

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。

《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》

【 心臓・肺・肝臓・腎臓・^{じん}膵臓・^{すい}小腸・眼球 】

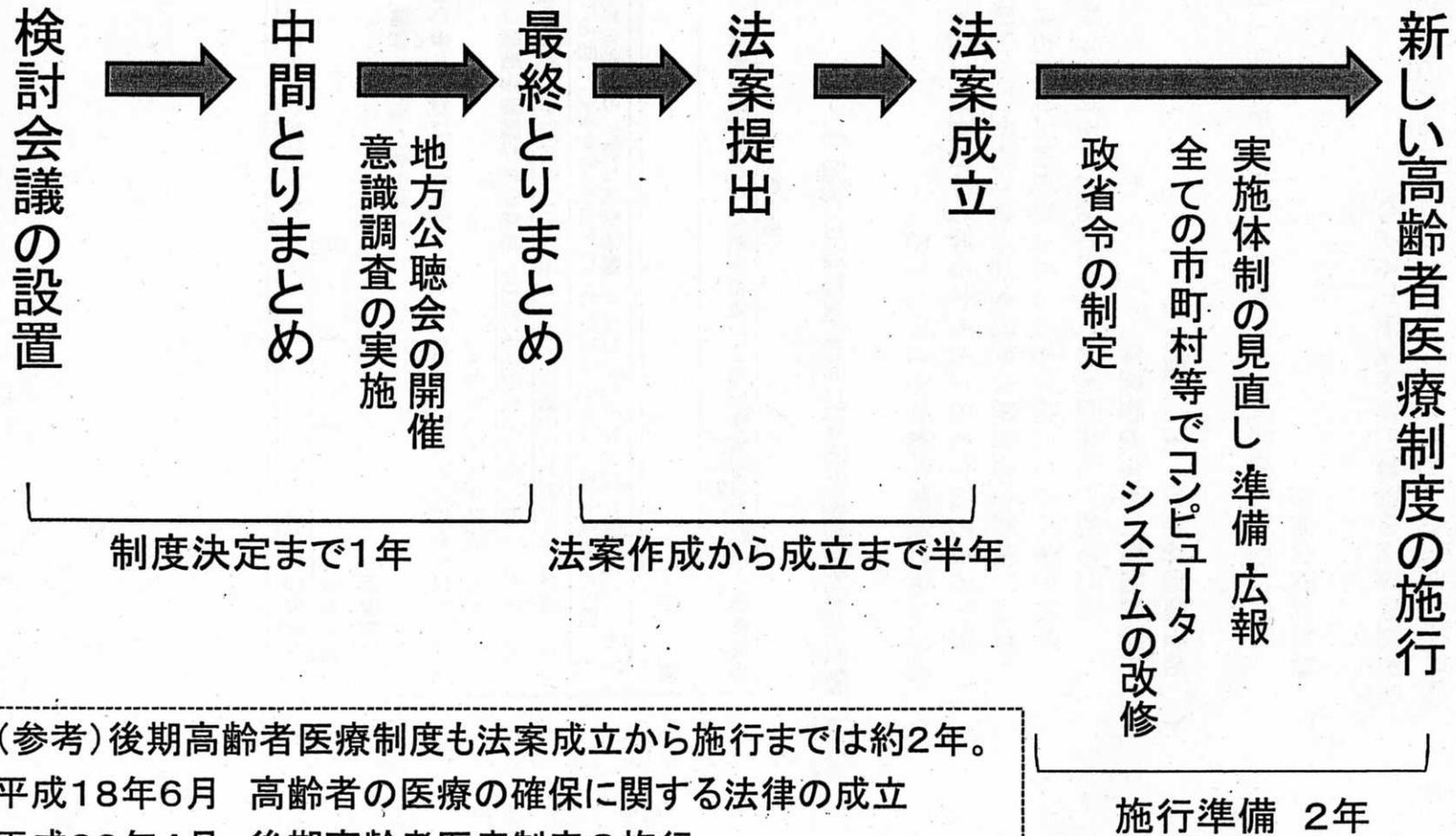
【特記欄：

署名年月日： 年 月 日

本人署名（自筆）： 家族署名（自筆）：

新しい高齢者医療制度の創設までのスケジュール(見込み)

平成21年11月 平成22年夏 平成22年末 平成23年1月 平成23年春 平成25年4月



(参考)後期高齢者医療制度も法案成立から施行までは約2年。
平成18年6月 高齢者の医療の確保に関する法律の成立
平成20年4月 後期高齢者医療制度の施行

「高齢者医療制度改革会議」の開催について

1. 趣旨

三党連立政権合意及び民主党マニフェストを踏まえ、後期高齢者医療制度廃止後の新たな制度の具体的なあり方について検討を行うため、厚生労働大臣の主宰により、関係団体の代表、高齢者の代表、学識経験者からなる「高齢者医療制度改革会議」を開催する。

2. 検討に当たっての基本的な考え方

新たな制度のあり方の検討に当たっては、以下を基本として進める。

- ① 後期高齢者医療制度は廃止する
- ② マニフェストで掲げている「地域保険としての一元的運用」の第一段階として、高齢者のための新たな制度を構築する
- ③ 後期高齢者医療制度の年齢で区分するという問題を解消する制度とする
- ④ 市町村国保などの負担増に十分配慮する
- ⑤ 高齢者の保険料が急に増加したり、不公平なものにならないようにする
- ⑥ 市町村国保の広域化につながる見直しを行う

“倒産・解雇などによる離職” (特定受給資格者) や
“雇い止めなどによる離職” (特定理由離職者) をされた方へ

平成22(2010)年4月から 国民健康保険料(税)が軽減されます。

対象者は？

離職の翌日から翌年度末までの期間において、

- (1) 雇用保険の特定受給資格者 (例：倒産・解雇などによる離職)
 - (2) 雇用保険の特定理由離職者 (例：雇い止めなどによる離職)
- として失業等給付を受ける方です。

軽減額は？

国民健康保険料(税)は、前年の所得などにより算定されます。
軽減は、前年の給与所得をその $\frac{30}{100}$ とみなして行います。
※具体的な軽減額などは、市町村にお問い合わせください。

軽減期間は？

離職の翌日から翌年度末までの期間です。

※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。

※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、
会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

制度が始まる前の 失業は対象外ですか？

制度が始まる前1年以内(平成21(2009)年3月31日以降)に
離職された方は、平成22(2010)年度に限り国民健康保険料(税)
が軽減されます。

※ただし、平成21(2009)年度の保険料(税)は対象となりません。御了承ください。



**軽減を受けるには申請が必要です。制度の詳しい説明は、
お住まいの市町村の国民健康保険担当にお尋ねください。**

※ 国民健康保険料については国民健康保険法施行令の改正案、国民健康保険税については現在国会に提出している地方税法の改正法案が成立すると軽減が実施されます。



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health Labour and Welfare

非自発的失業者に係る

国民健康保険料(税)軽減の対象期間について

非自発的失業者(注1)については、
 離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで、
 失業者の所得のうち給与所得を30/100として国民健康保険料(税)を算定。

※ ただし、再就職して健康保険に加入する場合はその時点まで

H21年4月

H22年4月

H23年4月

H24年4月

対象期間 離職日	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
H20年度以前	離職日 H20.4.1~H21.3.30	離職日 H21.3.31	22年度末まで 施行日 H22.4.1		
H21年度	離職日 H21.4.1~ H22.3.30	離職日 H22.3.31	22年度末まで	23年度末まで	
H22年度以降	対象期間(注2)は により表され、 そのうち施行日以降で赤く 塗り潰された期間において 保険料(税)が軽減される。	離職日 H22.4.1~ H23.3.30	23年度末まで	離職日 H23.3.31	24年度末まで 離職日 H23.4.1~ H24.3.30

(注1)非自発的失業者：雇用保険の特定受給資格者及び特定理由離職者。

(注2)対象期間：離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで。